

令和5年(2023年)9月1日

報道機関 各位

枚方市提供

低所得の子育て世帯への給付金の未支給者の判明について

国の給付金事業において、令和4年度の給付金の未支給者が判明いたしましたので、下記のとおりご報告いたします。

記

1. 概要

令和4年度及び令和5年度に新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等の影響に直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を子ども一人当たり50,000円支給しています。

令和5年度の支給事務処理等の中で、令和4年度の給付金未支給者が判明しました。

また、給付金のシステム会社から給付金システムの設計誤りにより、新たに令和4年度の給付金未支給者が判明しました。

◇未支給内容 令和4年度 5世帯 6人×50,000円/人 = 300,000円

2. 経過

令和5年7月5日 令和5年度の支給対象者リストを確認の際、令和4年度給付金が未支給である事案を発見

7月6日～11日 システム会社で調査し、3世帯4名の未支給が判明

7月12日～20日 令和4年度事業完了のため、支給方法等を国へ確認し検討

7月21日 システム会社から、上記とは別に令和4年度給付金システムにおいて対象者が除外されていたとの連絡(他市自治体で発覚)

7月22日～8月14日 システム改修の上、影響を調査し、2世帯2名の未支給が判明

8月29日 給付金未支給の5世帯へ連絡。支給手続き開始

※令和4年度完了事業で未支給者が判明したため、国への確認を行うとともに、過去の支給における影響を調査し、重複支給等が無いよう慎重に検証したため時間を要したものです。

3. 発生原因

システム会社において、特別児童扶養手当受給者の給付金対象者抽出誤りによるものと、及び給付金システムを令和4年9月に改修した際に、非常に稀な条件を満たす対象者を誤って除外したことによるものです。

いずれのケースも市において、確認できなかったことによるものです。

4. 対応

未支給者のみなさまには、ご迷惑をおかけしましたことをお詫び申し上げ、支給の手続きを進めております。

システムの適正処理の確認を含め、再発防止に努めてまいります。

【お問合せ先】

市民生活部 年金児童手当課

電話:072-841-1408